

労働者災害補償保険法施行規則の一部改正について

1. 改正の趣旨

労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「則」という。）第 28 条に規定される職場意識改善助成金の支給要件に週 1 回以上終日でテレワークを導入すること（以下「テレワークコース」という。）を追加し、その場合においては「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、テレワークの導入を促進するため国として常に実態把握を行えるようにするとともに、事務処理に求められる高度な専門性に対応するため、職場意識改善助成金の既存のコースと異なり、厚生労働大臣において助成金の認定を行うよう所要の改正を行うもの。

なお、職場意識改善助成金の他の既存のコースについて、変更を生じるものではない。

※「テレワークコース」においては、週 1 回以上終日でテレワークを導入する企業に対して導入経費の一部を助成する。

2. 改正の内容

職場意識改善助成金の支給に当たり、則第 28 条第 1 号ロの規定に基づき作成が求められる労働時間等の設定の改善のための措置を記載した計画として、情報通信技術を活用した在宅勤務（1 週間に 1 日以上在宅勤務を行うものに限る。）を可能とする措置を記載した計画を追加するとともに、当該計画を届け出た場合の支給の認定は、厚生労働大臣が行うものとする。

3. 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日（予定）

職場意識改善助成金テレワークコースの新設

26年度予定額 502,500千円(0円)

世界最先端IT国家創造宣言において、2020年にはテレワーク導入企業を3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅ワーカー数を全労働者数の10%以上にすることが宣言されるなど、政府全体でテレワークの導入促進策を実施することとされたことを受け、職場意識改善助成金にテレワークコースを新設し、テレワークの導入経費等を助成することとする。

26年度

【助成の目的】

週1回以上終日在宅でテレワークを導入する企業に対して導入経費等の一部を助成

【助成対象】

テレワーク導入経費・テレワーク運用経費(事業実施計画期間中に限る)
導入のためのコンサルタント費用など

【基本助成】

導入経費の2分の1

【追加助成】

一定の期間中(1月から6月の間で計画に定めた期間)にテレワーク実施対象労働者(事業実施計画に定めた者)の全員が少なくとも1回は終日の在宅就労を実施した場合であって、

対象労働者を平均して終日在宅でテレワークを週1日以上実施した場合は**4分の1(合計4分の3)**を追加助成

最大4分の3助成

上限額

対象労働者(計画段階)1人あたり

基本助成分のみの場合4万円(1企業当たり100万円)

追加助成を受けた場合6万円(1企業当たり150万円)

【支給認定者】

厚生労働大臣

※他のコースは都道府県労働局長